

新潟市就労準備支援事業実施要領

1 目的

本要領は、新潟市が生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に規定する就労準備支援事業を実施するに当たり、「就労準備支援事業の手引き」（平成 31 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

新潟市が実施する。なお、実施に当たっては民間団体へ委託して行うものとする。

3 事業概要

新潟市就労準備支援事業（以下「本事業」という。）は、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、就労準備支援プログラム（以下「プログラム」という。）を作成し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

4 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

（1）次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税均等割が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

（2）前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること。

ア 前号ア又はイに規定する額のうち、把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であって、前号ア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 新潟市が本事業による支援が必要と認める者であること。

（3）保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障がい等のため就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者であること。

5 事業内容

（1）支援内容

本事業は、プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針又は保護の実施機関による援助方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等について、適宜、自立相談支援機関又は保護の実施機関と情報共有し、連携して支援を行うものとする。

ア プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載したプログラムを作成する。なお、プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

(3) 配置職員

就労準備支援を行う担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

6 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下に留意して行うものとする。

- (1) 就労準備支援事業の手引きに示されている各様式を参考に、個人ごとにプログラムを作成すること。
- (2) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏ま

えて適切に配慮すること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(3) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。

(4) 関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

【附則】

- 1 本要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 3 本要領は、平成31年4月1日から施行する。